

まだご加入でない皆様、ぜひ組合にご加入いただき、組合の各種サポートを経営にお役立てください。

小売酒販組合には、一般酒販店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、デパート、地域物産店、ホームセンター、ドラッグストア、ギフトショップなど、様々な業態の皆様にご加入いただいています。

個人間では難しい情報交換も、組合がその場を提供しながら組合員相互間の親睦等にも、側面よりバックアップしています。

地域との繋がりが〈生まれ〉〈深まる〉活動

小売酒販組合は、地域の中心的存在として、地域に根差した様々な社会貢献活動をしています。事業規模、事業形態に関わらず、酒類小売業者が地域のなかで行う活動は、組合員同士はもちろん、地域住民との繋がりをつくります。

街のためにできることを—それが私たちの思い。私たちらしさです。

法律で定められた各種表示等の周知・徹底

20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類を扱う販売場では様々な表示や掲示の義務があります。

小売酒販組合では、これら法律の周知や適切な指導や、組合員からの相談を受け付けています。また、酒類小売業者のみなさまの一番身近なコンサルタントとして、帳簿の記載や各種手続きをしっかりとサポートしています。

業界の発展と地域のために〈いま〉私たちができること

小売酒販組合では、全国一丸となり組合員の声を立法府、行政府に届ける活動をしています。

平成26年6月には

「健全な飲酒環境の整備に関する請願」採択、

平成28年5月には

「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」の可決・成立を実現しました。

具体的活動

指導

● 組合員の「酒税法」並びに「酒類業組合法」違反等を未然に防止するために必要な啓発及び指導。

● 「20歳未満飲酒防止」の啓発及び遵守

● 「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」の遵守

研修

● 酒類販売管理研修(初回研修・定期研修)

● 資質向上を図る知識・情報等の習得

● 商業道德高揚のための講習会等の開催

広報活動

● 行政からの指示・連絡等の組合員周知

● 知識普及を図るための情報等の提供



酒販組合の組織は、次のようになっています



茨城県小売酒販組合連合会

全国約400か所に小売酒販組合があります。お近くの小売酒販組合へお気軽にお問い合わせください。

組合名称	組合所在地	電話番号	管轄税務署
水戸小売酒販組合	〒310-0804 水戸市白梅2-5-7	☎029-221-5956	水戸
久慈那珂小売酒販組合	〒317-0054 日立市本宮町4-10-20	☎0294-21-6854	太田
日立税務署管内小売酒販組合	〒317-0054 日立市本宮町4-10-20	☎0294-21-6854	日立
鹿行小売酒販組合	〒311-2412 潮来市宮前1-16-7	☎0299-66-0387	潮来
稲北小売酒販組合	〒301-0822 龍ヶ崎市光順田2987	☎0297-62-2345	竜ヶ崎
新筑小売酒販組合	〒300-0043 土浦市中央1-4-7	☎029-822-8784	土浦
真結小売酒販組合	〒308-0021 筑西市甲110	☎0296-22-2736	下館
猿島小売酒販組合	〒306-0041 古河市鴻巣1189-4 (古河商工会議所内)	☎0280-48-6000	古河

